【政策委員会報告】

「政策委員会報告」

坪井 久也·全日私幼連政策委員長(P.1)

北川 定行·全日私幼連政策副委員長(P.11)

石井 和則·全日私幼連政策委員 (P. 17)

大矢野隆嗣·全日私幼連政策委員 (P. 29)

平成 28 年 10 月 7 日 (金)

全日本私立幼稚園連合会 第9回 都道府県政策担当者会議

総則

幼児教育振興法案 概要

背景・目的

- ○幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を築くことを促す重要なもの
- 〇幼児教育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)をはじめ、家庭、地域といった<u>幼児教育が</u> 行われる全ての場において質の高い幼児教育が行われることが重要
- 〇今日、
- ・少子化、家庭や地域を取り巻く状況の変化により、適切な環境の下での幼児教育が困難に
- ・自立し、他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な能力を身に付ける必要
 - ○幼児教育の振興は、社会において最も重要な課題の一つ
 - 〇本法案により、幼児教育の振興についての基本理念等を定め、施策を総合的に推進する

基本理念 1 幼児教育の水準の維持向上が図られること

- 2 全ての子供がひとしく幼児教育を受けることができるような環境の整備が図られること
- 3 障害のある子供がその特性を踏まえた十分な幼児教育を受けられるよう配慮されること
- 4 幼児教育と小学校における教育との円滑な接続に配慮されること
- 5 幼児教育に携わる者の自主性が十分に尊重されること

国の責務等国・地方公共団体・幼児教育施設の設置者の責務、保護者の役割

連携協力 国、地方公共団体、幼児教育施設、家庭、地域住民等の連携・協力

措置 必要な法制上、財政上、税制上の措置

幼児教育振興基本方針

- ・政府は、幼児教育振興に関する施策を総合的に推進するための基本方針を定める
- ・地方公共団体は、政府の方針を参酌し、地方幼児教育振興基本方針を定めるよう努める

基本的施策

質の向上

①幼児教育の内容・方法の改善・充実

幼児教育施設における幼児教育の基準の見直し、施設整備の支援、情報提供、教材の開発

②人材の確保

各幼児教育施設における賃金その他の待遇の実態を考慮した待遇の改善、適切な配置、研修の充実

- ③質の評価の促進 必要な手法の開発、その成果の普及
- ④家庭・地域における幼児教育の支援

保護者に対する学習機会・情報の提供、関係機関相互の連携強化、幼児教育施設による支援の促進

体制の整備

- ・国における調査研究の推進
- ・都道府県における幼児教育センター(調査研究、研修等の拠点)の設置
- ・<u>市町村</u>による幼児教育アドバイザーの確保(状況により都道府県も確保)

無償化の推進

国及び地方公共団体は、幼児教育施設における幼児教育に係る経済的負担を軽減し、幼児教育の機会均等を図るため、幼児教育施設における幼児教育を無償とすることに向けた措置を、これに要する財源を確保しつつ段階的に推進する

検討条項

政府は、小学校就学前の全ての子供が、幼児教育施設における幼児教育を受ける機会を提供されることとなるよう検討

- 2 -

全日私幼連 都道府県団体長 様

全日本私立幼稚園連合会 会 長 香川 敬

私学助成園における処遇改善(人材確保)に向けての緊急要望について

標記のことにつきまして、9月21日の緊急団体長会・理事会合同会議において、 各都道府県団体が、各都道府県に対し、別添の知事あての要望書案を活用し、要望活動を行う旨決定をされたところであります。(別添資料1)

今後、各都道府県団体において、地域の状況に応じた要望活動を進められることになります。既に都道府県の私学助成担当課(学事文書課等)と、事前の調整に入られているところもあるかと思いますが、全日私幼連事務局として、現段階で考えられる留意事項等をまとめてみましたので、参考までにお知らせいたします。

なお、今後要望活動を進める中で、お気づきの点、ご相談などございましたら何なりと全日私幼連事務局あてにご連絡いただければ幸いです。

よろしくお願いいたします。

1 要望のポイント

- ・諸状況の変化により、私立幼稚園が質の高い幼児教育を行う必要性が一段と高まっており、 同時に、社会的要請として幼稚園の機能を生かした子育て支援の充実が求められている
- ・しかしながら、教職員の人材確保が困難となっている
- ・子ども・子育て新制度においては処遇改善等加算が講じられているが、私学助成を受ける私 立幼稚園に対しては、このような措置は講じられておらず、人材確保に支障が生じかねない
- ・ついては、私学助成を受ける私立幼稚園に対し、教職員の人材確保のための処遇改善につい て運営費補助制度を拡充していただきたい
- ・なお、国(文科省)も平成29年度予算において、私学助成を受けている幼稚園の処遇改善を支援する都道府県に対して新たに予算措置を講じる旨の方針を示している(予算要求中)

2 都道府県の予算スケジュールを踏まえた対応

- ・現時点では、29 年度の当初予算での予算措置を当面の目標とすることが適当と思われます。(国=文科省も 29 年度当初予算からの予算措置を目指しています。今年度内の補正(12月)は現実的ではありません)
- ・各都道府県により、予算査定のスケジュールには差がありますが、一つのイメージ としては次のようなものが考えられます。
 - 9月~10月 国の予算要求を参考にしながら担当部局による予算要求案策定 (主要事項については、随時、知事調整あり)
 - 11月~1月中旬 財政担当部局による査定・調整 (この過程で、国の助成措置を確認)
 - ~1 月下旬まで 知事による予算査定
 - ~1 月末まで 予算案確定
 - ~2月初旬まで 議会に根回し
 - 2月議会 予算案議会提出・審議
 - 3月中旬 予算案可決・成立

なお、都道府県によっては、国の新規事業に関連した予算は必ずしも当初予算では予算措置をせず、6月補正において予算措置をするところもあります。この場合は概ね次のようになります。

- ~5月まで 担当部局による予算要求、査定、補正予算案確定
- 6月議会 予算案議会提出・審議、可決・成立
- ・上記スケジュールには、各都道府県により相当の違いがありますので、私学助成担 当課と要望のタイミング、要望の受け手(知事本人、部局長、課長等)等を調整さ れることが必要かと思われます。いずれにしてもこの秋が重要な時期となります。
- 3 都道府県との折衝に当たり論点して想定される事項について(Q&A)

要望の趣旨につきましては、既に 21 日の会議資料 (要望活動の要旨) にお示し しているところでありますが、要望の際、幾つかの点について担当課から質問等が ありうると思われますので、事務局として想定できる範囲で以下の通り整理をしま した。参考にしていただければ幸いです。

- Q(担当課) 文科省の処遇改善に係る予算措置(29年度新規)については、何か情報を 持っているのか?
- A (都道府県団体) 全日私幼連の会議において、私学助成課長は「一般補助の中で新たに処遇改善分を盛り込んでいる。新制度移行園には処遇改善措置が講じられているが私学助成園はその対象にはなっていない。このため、私学助成園が通常のベースアップ、通常の定期昇給にさらに一歩進めて人材確保のために処遇改善を行い、それに対し県が助成措置をする場合、国として県に補助する。現在、一般補助の中で一種免許状の保有促進についての加算があるが、同様の加算を行う方法を考えているが具体的なスキームは今後の財務省との折衝で決まってくる。具体的なことについては、都道府県の担当者から文科省に問合せをしてもらいたい。」との口頭説明があった(書面では提示されていない)。
- Q 人材確保にはどの程度苦労しているのか?
- A (地域の実情に応じ、企業保育所の動き、志望者の状況などを説明していただければ と思います。なお、参考までに、幼稚園教員に係る都道府県別有効求人倍率のデータを 添付しました。幼稚園教員の有効求人倍率が全職種のそれを上回っている都道府県は現 状説明として使えると思います。)(別添資料2)
- Q (都道府)県内の私立幼稚園の先生の給与水準はどの程度か?他の業種と比べて低いのか?
- A (27年度経営実態調査報告の都道府県別・勤務年数別教員平均給与(初任給、3年目、5年目)(全日私幼連要覧 P294,295)等でデータは示せると思われます。担当課自体が把握している可能性もあります。なお、他の業種との給与比較については全国ベースの内閣府の資料と当方で平成27年賃金構造基本調査を都道府県別に加工して作成した資料を添付します。必ずしも格差が数値的に出ていない都道府県もありますのでご注意ください)(別添資料3)

- Q どの程度の処遇改善を実現するための支援措置が必要なのか?
- A (答え方は各都道府県の実情によりますが、一例として次のようなものが考えられます) 新制度における処遇改善加算の率(平成28年度:3%、平成29年度:2%)程度の処遇 改善が実現できるようにしていただきたい。
- Q この支援措置によりどれぐらいの割合の私立幼稚園が処遇改善を実施する見込みか?
- A (各都道府県の実情によりますが、ある程度把握できる場合はそれにより、現時点で把握できない場合は処遇改善は多くの私立幼稚園の願いである旨、回答されるのがよいかと思われます。なお、担当課において幼稚園に対するニーズ調査を行う意向がある場合は、協力を申し出るのがよろしいかと思われます)
- **Q** 私学助成制度についてこのような要望をするのではなく、新制度に移行した方がよいのではないか?
- A 全国では 6 割以上、本(都道府)県でも約_割の園が移行していないが、これは、事務 負担の増、収入面での不安、応諾義務や利用調整の取り扱いなど移行には懸案事項が多く あり、将来の課題としたり、あるいは移行しない方向を決めていたりしているためである。 (この部分は、各都道府県の実情に応じてお答えください)
 - 一方で、適切な人材の確保は、現在緊急に行わなければ、将来にわたる幼稚園の運営に 大きく影響する問題であり、今現在これだけの私学助成園がある以上、是非とも助成措置 をお願いしたい。
- Q 要望の趣旨に合った制度を既に都道府県単独事業として実施している他の都道府県の情報はあるか?
- A われわれの把握したところでは、山形県(対象は給与の低い園のみ)、茨城県、埼玉県が実施している。それぞれの補助金の要領等を入手しており、提供できる。(別添資料4)

4 要望の提出先等

9月21日の緊急団体長会・理事会合同会議において、知事以外に議会関係者等に要望することにつき意見が交わされましたが、最終的には各都道府県団体のご判断となりますが、私学助成を受けている幼稚園以外の学校とのバランスが問題にされてしまうリスクもありますので、十分慎重にご検討されることが必要かと考えられます。なお、要望者に PTA 連合会を加えることにつきましては、各都道府県団体においてご判断いただければと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

本件・問い合わせ先

全日本私立幼稚園連合会·岩田(専務理事) 電話番号:03-3237-1080

要望 書(全日幼連案)

《私立幼稚園教職員の人材確保のための処遇改善に係る運営費補助制度の拡充について》

貴県(都道府)におかれましては、県(都道府)内の私立幼稚園教育の重要性について 平素から格別のご理解を賜り、多大のご高配をいただいているところであり、関係者一同 深く感謝いたしております。

今日、私たちの大切な子どもたちを取り巻く社会が価値観の多様化など大きく変動する中、本県(都道府)の私立幼稚園では、子どもたちの心・感性を育む教育に努めており、今後とも地域の幼児教育の中核的役割を担う幼稚園として、時代の変化に対応した教育環境の整備や教育内容の充実を図り、地域や保護者の信頼に応えていかなければなりません。同時に、家庭、地域の教育力が低下する中、保護者の子育てへの不安を解消し、喜びを感じることができるよう、幼稚園の機能を生かした子育ての支援が重要であると考えております。

しかしながら、こうした幼稚園教育を実践する教職員の人材確保は年々困難となっている実態にあり、教職員の安定した確保は教育の量・質の向上に直結することから、保護者が安心して子どもを幼稚園に預けることができ、さらに安心して産み育てることができる環境づくりを行う上での大きな課題となっております。

現在、子ども・子育て支援新制度における施設型給付の対象施設については、運営経費である公定価格において賃金改善などの処遇改善等加算が行われ、かつ国の方針として更なる処遇改善を行うこととされております。一方、従来どおりの私学助成を受ける私立幼稚園に対しては、本県(都道府)においては、こうした人材確保のための支援措置は講じられておらず、現状では処遇改善を実現することが困難な状況にあり、人材確保に支障を生じかねない状況にあります。

また、現在国会審議中の幼児教育の振興に関する施策を総合的に推進することを目的とした「幼児教育振興法案」においても賃金その他の待遇の改善など人材の確保等を基本的施策の一つとして位置づけ、必要な施策を講ずることが明記されているところです。

つきましては、財政状況まことに厳しい折とは存じますが、県(都道府)内私立幼稚園の意義・役割をご理解いただき、私学助成を受ける私立幼稚園に対し、下記要望事項のとおり、教職員の人材確保のための処遇改善について運営費補助制度を拡充していただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

要望事項

私学助成を受ける私立幼稚園が、教職員の人材確保のために行う処遇改善について、通常の「ベースアップ」を超える給与改善を行った場合にこれに必要な経費を追加助成するよう運営費補助制度を拡充すること

平成〇〇年〇〇月						
○○県(都道府)分	知事	○○○○ 様				
			(都道府)	幼稚園協会	(連盟、	連合会)
		会	長〇	\circ		
			(都道府)	幼稚園協会	PTA連	自合会
		슺	長 〇 (\bigcirc		

平成28年度緊急要望活動方針(案)

全日本私立幼稚園連合会

【緊急要望活動の要旨】

- 今日幼稚園は、少子化、家庭や地域を取り巻く状況の変化により、適切な環境の下での幼児教育が困難になっていること、また、社会情勢や経済情勢の変化に伴い、自立し、協働しながら創造的に生きていくための能力を身につけることが求められていることを踏まえ、質の高い幼児教育を行う必要性が一段と高まっている。同時に、社会的要請として幼稚園の機能を生かした保護者の就労などに伴う預かり保育等の地域における子育て支援の充実が求められている。
- こうした中、幼稚園教育を実践する質の高い教職員の人材確保は 年々困難となっている実態にあり、質の高い教職員の安定した確保が教育の質及び量の向上に直結することから、保護者が安心して子供を幼稚園に預けることができ、さらには安心して産み育てることができる環境づくりを行う上での大きな課題となっている。
- このため、子ども・子育て支援新制度における施設型給付の対象施設については、運営経費の公定価格に賃金改善などの処遇改善等加算が行われ、教職員確保の方策が講じられているものの、新制度に移行せず従来の私学助成を受ける全国約7割の私立幼稚園については、こうした人材確保のための措置は講じられておらず公的財政支援上大きな格差を生じている。
- 新制度移行園、私学助成園を問わず、子育て支援を含め質の高い幼稚園教育の 恩恵を都道府県内すべての子どもたちと保護者が受けられるよう、新制度と同様 に、私学助成園に対する人材確保のための公的財政支援を求める必要がある。
- この場合、私学助成制度は各都道府県が実施主体であり、基本的に助成内容等はそれぞれの都道府県の裁量であるため、当該都道府県の団体において処遇改善への財政支援の要望をする必要がある。また、時期的にも、都道府県の新年度予算編成または新制度が年度途中に加算を増額している例を踏まえた本年度補正予算編成も見据えて、緊急に要望を実施する必要がある。
- なお、文科省は、9月8日都道府県私学主管担当部課長会議において、私学助成園の通常のベースアップ、通常の定期昇給以上の特別な処遇改善を支援する都道府県に対し予算措置を講じる旨の方針を説明している。

(私学助成における処遇改善措置の要望を行う理由)

1 現状認識

・(質の高い幼児教育の必要性)

生涯にわたる人格形成の基礎を築く幼児期において、適切な環境を整え、子ども の心身の調和のとれた発達を促すことが、幼児教育の重要な役割である。しかし ながら、少子化、家庭や地域を取り巻く状況の変化により、適切な環境の下での 幼児教育が困難になっており、また、社会情勢や経済情勢の変化に伴い、自立し、 協働しながら創造的に生きていくための能力を身につけることが求められ、これ らを踏まえた質の高い幼児教育を行う必要性が高まっている。

・(人材確保の必要性)

幼児教育は、幼稚園等の施設、家庭、地域等の全ての場を通じて行われるべきものであるが、質の高い幼児教育を実現するためには、とりわけ幼稚園等での教育現場を担う良質な教職員の確保が不可欠である

・(子育て支援への貢献)

また、幼稚園は、社会的に強く要請されている子育で支援についても、預かり保育や未就園児の登園など地域と一体となった各種取組みを行ってきたところであるが、今後とも、地域の実態を踏まえた一層の推進が期待されており、このためにも、良質な教職員の確保が極めて重要となっている。とりわけ、預かり保育は全国の私立幼稚園での実施率95%、預かり保育の利用園児数約50万人~60万人と推測され、3歳以上において待機児童がほとんど出ていないのは私立幼稚園での預かり保育が充実しているからといえる

・(政府の方針)

政府においては、新制度下の幼稚園、認定こども園の職員や保育所等の保育士について、子育ての環境整備の観点から、全産業の労働者との賃金格差をなくすため処遇改善を行っていくこととしている(「経済財政運営と改革の基本方針 2016」「ニッポン1 億総活躍プラン」)

2 新制度と私学助成制度のそれぞれにおける施策の充実の必要性

・(幼稚園の意義)

幼稚園は、幼児期からの発達の順序やその特性を踏まえ学校教育法第 1 条に幼稚園・小学校・中学校・・・と規定されている学校であり、設置基準を満たしてはじめて幼稚園の名称を用いることができるという名称独占を認められた極めて重要な教育施設である

・(複数の制度)

現在、幼稚園は、子ども・子育て新制度の下で運営するもの(認定こども園及び 施設型給付を受ける幼稚園)と、従来からの私学助成制度の下で運営するものが あり、それぞれの仕組みに応じた行政施策が講じられている

・(全ての幼稚園が役割を果たすため、それぞれの制度における施策実現が必要) いずれの制度の下で運営するにせよ、幼稚園は名称独占を認められた教育施設と して、質の高い幼児教育を実現する使命があり、全ての幼稚園がその役割を果た すためには、それぞれの制度において、幼稚園がその役割を十分に果たすことが できるよう、必要な施策の実施を働きかけていかねばならない

・(新制度における特別措置は、私学助成制度においても実現を要求) 従って、新制度の園に対して政策的に講じられている措置については、私学助成 の園に対しても講じられるよう行政に要求していくことが必要である

3 私学助成制度においても処遇改善について支援策を求めていく必要性

・(処遇改善が急務)

1に述べたような現状において、良質な教職員の確保とそのための処遇改善は急務となっている

・(新制度においては加算措置)

教職員の処遇改善については、新制度の下では、賃金改善分を含む処遇改善等加算の措置が既に講じられており、更に、既に述べたように、政府においては更なる措置を講じることとしているが、私学助成園については、国の特別な措置はなく、従来の私学助成制度の枠組みの中で処遇の改善を実現していくことが前提となっている(埼玉県等は単県で支援措置を創設)

・(私学助成園にも特段の支援措置が必要) しかしながら、現行の私学助成制度では、処遇改善の為の財源が毎年の経常費補助増額分や保育料の引き上げによる増収分などとされ、私学助成園独自の経営努力では処遇改善を加速化することは困難であり、私学助成制度においても処遇改善について特段の支援策を求めていくことが必要である

4 一般の私学助成とは別枠での助成を求める必要性

・(別枠での助成の必要性)

質の高い教職員の確保が困難になる中で、処遇改善(いわゆるベースアップ以上の処遇改善)を行うための財政支援を求めるためには、従来の経常費補助(経常費用全体が対象)の枠内では実現が難しいため、処遇改善に要する費用に応じた支援を従来の経常費補助とは別枠で加算(増額補正)する仕組みを求めていくことが望ましい(経営に携わる法人の役員である職員を除く)

5 私学助成制度のしくみと都道府県の位置づけ(都道府県に要望する理由)

・(都道府県にイニシアティヴがある仕組み)

私学助成制度においては、都道府県が幼稚園における教育にかかる経常的経費に ついて補助する場合に国は都道府県に対し助成することができるとしている(私 立学校振興助成法第9条)、

・(都道府県への働きかけの必要性) したがって、この仕組みにおいては、新たな制度拡充を求めるには、都道府県の 判断による施策の実現を求めていくことが必要である

・ (国の動向)

全日幼連では、従来から文科省に要望してきたところ、文科省は、9月8日都道府 県私学主管担当部課長会議において、私学助成園の通常のベースアップ、通常の 定期昇給以上の特別な処遇改善を支援する都道府県に対し予算措置を講じる旨の 方針を説明している。

6 振興法の制定後をにらんだ行動の必要性(今、行動することが重要)

・ (振興法の状況)

現在、幼児教育振興法案が国会において審議中(継続審議)であるが、この法案では、教職員の確保とそのための待遇改善が基本的施策として位置付けられており、法案が成立すれば、国や地方公共団体が幼児教育振興基本方針を定め、教職員の確保策を含めた具体的な施策が展開されることとなる

・(今現在から働きかける必要性)

しかしながら、これらの施策が幼稚園にとって更には幼児教育にとって真に実効あるものとなるためには、法案の成立とその後の行政の動きを待っているのではなく、今現在から、法の目的に沿った具体的な施策要望を行うことにより、より強力で深みのある実効的な施策が実現されることを目指すべきである

私学助成園と新制度園の制度の違いによる課題の考察

平成 28 年 10 月 3 日 全日本私立幼稚園連合会 政策委員会 大阪府 神童幼稚園 北川定行

新制度は二年目を迎えました。全国の最新の移行状況は、平成29年度までに新制度に移行する園数は前年比+637園の3,024園、割合は+8%で37.2%になりました。一方でまだ移行していない5,732園の私立幼稚園のうち、将来的にも新制度に移行しない予定の園が996園と前年比+72園も増加しています。理由として「移行に伴う事務の変更や負担増加に対する不安」が49.7%から55.1%へと増え、また「応諾義務や利用調整の取り扱いへの不安」は49.6%から40.2%に下がったものの相変わらず多くが不安を抱えている状況です。地域的に見ると関東、近畿など比較的園児の多い大都市圏で移行が進んでいない状況も判ります。

大きな岐路の選択にはどの設置者にも苦悩があります。どちらを選択しても私立幼稚園 の良さを活かすために何点か課題を提起します。

一、教職員の賃金について

新制度園への処遇改善加算額は、平成26年度+2.0%、27年度1.9%となり、平成28年度の賃金を確実に+3.9%アップできる公定価格が準備されます。幼保連携型認定こども園の自園を例に取り上げると、平成26年度の短大卒基本給166千円を27度は172千円にベースアップし、賞与も年間4.0月分から4.5月分としました。しかし実績報告の時点で準備された加算額に約100万円届かず、あと2千円弱のベースアップも可能だったことが判りました。

一方、私学助成園の状況は、平成25~27年度の推移で比較すると以下のようになります。(※人件費率=人件費/帰属収入)

	経常費補単価	納付金	初任給(短大卒)	人件費率※
平成 25 年度	173,700	346,436 173,186 58.0%		58.0%
平成 26 年度	176,205	350,547	174,053	50.10/
平成 20 平反	(+1.44%)	(+1.2%)	(+0.5%)	59.1%
平成 27 年度	178,435	359,274	173,863	未集計
十八八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十	(+1.27%)	(+2.5%)	(Δ0.1%)	小朱司

経常費補助単価、納付金は3%以上の増額でしたが、初任給には反映されないまま27年度はマイナス(要因は不明)に転じました。新制度園あるいは保育園の活発な求人活動

に対抗するために、私学助成園も思い切った納付金の値上げと、初任給のアップが必要ではないでしょうか。

二、教職員の退職金について

私立幼稚園の多くは各都道府県にある退職金事業団体に加入して退職金資金を得ています。一方、社会福祉法人が運営する保育所、幼保連携型認定こども園など社会福祉施設等は(独)福祉医療機構の退職手当共済事業を活用して退職手当を得ています。

同様の条件(勤続40年、標準給与月額36万円)で二者を比較してみましょう。

	大阪府私学総連退職金事業	福祉医療機構退職手当共済事業
設置者の	583,200(33 等級 48,600×12 月)	44,700(一律)
掛金(年額)		
退職手当額	14,231,880 円	16,756,200 円
根拠法		社会福祉施設職員等退職手当共済
似视坛		法(昭和 36 年法律第 155 号)
	※標準給与への掛金率は都道府県団体	・国 1/3
	により 36/1000~200/1000 の幅	・都道府県 1/3
	・国:【私学助成園】地方交付税の中に	・設置者 1/3
	積算	
 掛金への	・国:【新制度園】公定価格の基本部分	
	の常勤職員の人件費については、引き	
財源負担 	続き都道府県団体補助が行われること	
	を前提に必要な退職金経費をまかなう	
	よう積算(公定価格 FAQ_v11_Q82)	
	・府:9.8/1000 (東京都:36/1000)	
	・設置者:49/1000~140/1000	

福祉医療機構の場合、法整備され、そもそもの掛金が低く設定されていることが設置者 負担の軽減に奏功していますが、私立幼稚園の場合は負担率も私学団体により幅がある上 に国、都道府県の負担割合も不明瞭です。新制度が始まり、学校法人、社会福祉法人とも に幼保連携型認定こども園を設置できるようになりましたが、設置法人の違いによる職員 の退職金の負担の差が改めて浮き彫りになりました。

各都道府県団体での退職金事業も低金利時代を迎えて、その運用が厳しいものとなって います。私立学校教職員の退職金に関する法整備が必要だと考えます。

三、公定価格の地域区分について

私立幼稚園の経常費補助金は都道府県ごとの配分ルールです。一方、新制度園の公定価格は介護報酬と同様に、国家公務員の地域手当に準拠する原則に則る「地域区分」に応じて変動するように制度設計されています。都道府県単位から市区町村単位になったことから、国の地域手当・地域区分と地域の実情との矛盾に直面することになりました。

一例として 10/100 地域の三鷹市と隣接する 20/100 地域の杉並区や世田谷区とでは、1号 130 人+2号 30 人の幼稚園型こども園の粗い試算の比較で約 700 万円の差額が生じます。当の三鷹市は「地域手当の見直し」についての要望(平成 26 年 8 月 28 日)として人事院に要望していますが、介護報酬システムと絡んで全国の市町村に浸透している手法故に、国として一旦制度が始まると動かしがたい状況のようです。

新制度の保育も介護も、人材難は同様の状況です。低い級地では求人難から脱することができません。この地域区分の改善については、国家公務員ベースではなく、地域の賃金 実態を反映できるように仕組みに改めるよう求めて、介護報酬関係団体や、全国市町村長 会などと共働することが肝要です。

以上

都道府県私学退職金団体の会員負担金率・補助金率の推移

	Let 1_		回拉把		Œ 4	四世织系		u 4	型位抗算		4	ļ		4	三世 担禁		X X
ガラ は また					負担金革	都 補助金率	疝	負担金率	部 温 を 報 を 報 を 報 を 報 を 報 を 報 を 報 を 報 を 報 を	盂	負担金率	都 相 時 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	# a	負担金率	帮 地名 形 相 的 的 的 的	丰	
171	171		Ш	200		59	200	171	29		-	29	300	-	29	200	典
148 133 * 15	133 *	*		148		* 15	148	136	*	2 148		*	_		*	148	雄 皇
125	125			158		33	158	125	33		125	æ	3 158	3 125	33	158	
6~178.8 71.2~ 152.2 36 107.	36 107.	36 107.	107.	2~188.2	$69.8 \sim 151.5$	36	105, 8~187, 5	38.8~ 179.8	98	74.8~215.	85	98	121	21 85	36	121	好 回
136 100 36				136	100		123	100	32	132			132		32	132	秋田
				147.6	130	17.6	147.6	130	17.6	147.6	23	1	4	3 130	17	147.6	
152				182	152	99	182	152	8	182			182			182	福島
				125		87	125	97	58	125			3 125			125	
88	23	23		111		23	111	88	23		88					111	
116 99 27	27	27		126	66	27	126	109	27	136		27			27	200	
91 27	27	27		118		27	123	102			·		126			124	
90 26	56	56		116		56	116	6				56	3 116			116	如
65 18	18	18		83		8	83	65		83	83.		103.			105	
72 18	18	18		8		98	90	92	28		8					102	本 茶 三
74 36	36	36		13		98	110	74								110	東京
95 29	53	53		124		53	129	5		129	105	29	134	105		134	
100 * 36	* 36	* 36		136	108	* 34.6	142. 6		*	7 141.7	108	*	2 142.2	108	*	142. 2	
23	80~105 23	23		03~128	ဆိ	23	103~128	စ်	23	103~	8		10	8		103~	軸
100 36	36	36		136		36	136	100	36		100			100	_	136	
				118	66	27	126	107	27	134		27		111	27	144	長野
118	118			139		21	139	118	21		_		144				岐阜
99 * 25.8	99 * 25.8	* 25.8		124.8		* 25.7	124. 7	66	* 27.3	#		*	12		* 30.2	129.2	
108				134	108	26	134	109.3	24. 7	134	=	24		<u>~</u>	24	134	聚
128 105 27				132		56	136	115	52			52			23	143	画 11
89 23	89 23	23		112		23	112									137	擬
54~66 22	54~66 22	22		26~88		22	76~88			¥						66~98	帐
49~126 * 14	49~126 * 14	* 14		63~140	6	*	63~140	\$	*		49-	*	58.82~13	\$	*	49.8~1	
	108			144		98	144	<u>8</u>	98						36		英
65	65			85		8	82										
45~72 *	45~72 *	*		60~87	45~	* 15	60~87	45	*	5 60~87	45,	*	9	42.	*	9	睽
70				106		98	106	8	98							126	島田
98				116	98	೫	116	98	႙		98			3 86		116	
96				110		14	110	128	14							142	
88				108	88	20	108	88								108	広島
120 36	98	98		120	120	36	156	120		156		36	159	9 126		162	=
84~160 28	28	28		112~188	84~160	28	112~188	84~160	88		84~		112~		28	112~188	徳島
83~87 30	30	30		113~117	83~87	ಜ	113~117	83~87	္က		_			_		120	- W
	15	15		105~145	90~130	12	105~145	90~150	18.5	108.5~168.	5 90~150	22	112~172	72 90~150	22	112~172	水
104.8 84 20.8				104.8	84 · 96 · 103	20.8	104.8 - 116.8 - 123.8	84 • 96 • 103	20.8	104.8 • 116.8 • 123.8	84 - 96 -	3 20.8	116.8 • 123.8	84 · 96 · 8 103	3 20.8	104.8 • 116.8 • 123.8	梔
16	16		L	133		36	133		36		97	36	133	3 97	36	133	๋
	96			112		16	122	116	9	132		16			16	132	
	152			185		33	185	152	33							185	
				175		32	175	140	32	175		35	5 175		32	175	
	*	*	ـــ	103.6		* 15.5	103.5	88	* 15.5			* 16.47			* 16.27	105.27	*
58.1 140 * 18.2	*	*	╙	158.2	140	* 18.7	158.7	140	*	91		*	6 158.6		* 16.3	156.3	
			L				371	1	-		1	Č		115	21	146	無児島
•	115		_	147	115	31	140	<u> </u>	2	140	2	3	0+1		5	2	١

緑と水の公園都市



現在地 トップページ → 市政情報 → 市長の部屋 → 国等へ提出した意見・要望書 → 平成26年度

→ 「地域手当の見直し」についての要望(平成26年8月28日)

「地域手当の見直し」についての要望(平成26年8月28日)

作成,発信部署:企画部 秘書広報課秘書係

公開日:2014年8月29日 最終更新日:2014年8月29日

「地域手当の見直し」についての要望

平成26年8月28日

人事院総裁 一宮なほみ 様

三鷹市長 清原 慶子

日頃から、人事行政に対し真摯にご尽力をいただいていますことに、深く敬意を表します。 さて、平成26年8月7日、貴院は、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与における地域手 当の支給割合等の見直しを勧告されました。

三鷹市では、これまでも貴院の勧告制度が持つ労働基本権制約の代償措置の意義を尊重して、貴院の勧告に基づく人事給与制度の構築及び改善に取り組んできています。しかしながら、三鷹市の地域手当の支給率は従来10%でしたので、三鷹市の現状との乖離を感じており、今回の貴院勧告においてその数値が改善されるものと期待しておりましたところ、東京都の23区及び他市町村に数値の変動がみられる中、三鷹市は従来と変わらぬ10%のままでした。

この10%という数値は、本市の東側に隣接する世田谷区・杉並区の地域手当の支給率が特別区として一括して示されている20%であり、北側の武蔵野市及び南側の調布市が16%であるのに対して大きく差のある数値であり、こうした市区と社会経済環境において大きな差のない三鷹市としてはその数値設定の根拠に疑問を持たざるを得ないものです。すなわち、今回の勧告の内容は本市の地域実態と大きく乖離しているものと認識します。

地域手当は、公務員や独立行政法人等の職員給与のみならず、介護保険制度における介護報酬、子ども子育て支援新制度における保育所運営費等国庫負担金、障害者総合福祉法等に基づく障害福祉サービス等の報酬等の算定基礎の基準となっています。そこで、今回の勧告内容については、三鷹市内の上記関係事業者から疑義やこの数値では人財確保が困難となるとの観点から適正化を求める意見が寄せられています。

以上のことから、三鷹市としては、今回の貴院勧告における「地域手当の見直し」における三鷹市に係る数値について、下記に掲げる事項について特に考慮していただくことによって修正することを求めます。

記

(1)地域手当について、貴院は、厚生労働省が行う「賃金構造基本統計調査による賃金指

数」を用いた指定基準を基本として決定するとしています。しかしながら、三鷹市は、賃金水準の特に高いと評価されている23区に隣接し、主として23区で働く勤労者が多数居住する住宅都市です。そして、勤労者が納税する市税を基幹的歳入としつつ自治体経営改革に努め、長きにわたり「地方交付税不交付団体」を堅持し、健全財政を維持しています。そこで、地域の特性を考慮するとき、ある時点の「賃金構造基本統計調査による賃金指数」のみを基準として重視するのではなく、「物価等」に象徴される他の要素を加味する適切な調査を要望します。

- (2) 一般職の職員の給与に関する法律で考慮することとされている「物価等」については、三鷹市でも近隣市区と同程度であること等から、現在の指定基準は、地域の実情に鑑み合理的でないと思料します。平成17年勧告から「賃金構造基本統計調査」を基本とされていると承知していますが、地域手当は、「物価等」に含意されている住民の生活環境など地域の実態を反映して定められるべきものと考えます。例えば、「バス・タクシーの運賃適用地域」について三鷹市は23区と同一の地区と定められています。23区については、各区の地域特性等があり必ずしも賃金及び物価等について同一ではないと考えられる中にあって同一の数値とされています。三鷹市を含む近隣市区は面積等も比較的狭く住民の生活圏が重なるとともに、物価等の状況を勘案しますと、今回の近隣市区と大きく差のある数値は、地域実態から乖離していると言えます。従来の調整手当の内容と大きな変化があることも踏まえて、「物価等」の要件についても、可能な限りこうした地域実態を反映して調査する方法を付加することを要望します。
- (3)社会経済状況がその変動の速度を速めている中にあって、地域手当の支給率等の見直 しも社会経済状況の変化に的確に対応すべきものと考えます。今回の見直しは、前回から約 10年の期間を経て行われましたが、社会経済状況の激変への対応を図るために、今後は2 年から3年ごとに見直しを行うことを要望します。
- ※同内容の文書を人事院事務総長・永長正士様あてにも提出しました。

このページの作成・発信部署

企画部 秘書広報課秘書係

〒181-8555 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号

電話:0422-45-1151(内線:2011) ファクス:0422-48-2593

このページの内容に関するお問い合わせはこちらから(SSL対応)

秘書広報課秘書係のページへ

現在地 トップページ → 市政情報 → 市長の部屋 → 国等へ提出した意見・要望書 → 平成26年度

→ 「地域手当の見直し」についての要望(平成26年8月28日)

三鷹市役所 〒181-8555 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号 電話:0422-45-1151(代表) <u>市役所へのアクセス</u>

開庁時間:月曜〜金曜日の午前8時30分〜午後5時(祝日、12月29日〜1月3日を除く)

Copyright(C)2009 Mitaka City. All rights reserved.

第9回都道府県政策担当者会議

【政策報告】

『市町村への政策対応~各地区の現状報告』

平成28年10月7日(金) 政策委員会 委員 石井和則

平成28年度 神奈川県私立幼稚園連合会加盟園数・園児数

				平成28年5月	1日
協会名	園数	園児数	前年度園児数	前年度比	備考
• 公益社団法人横浜市幼稚園協会	254	48,751	50,063	△ 1,312	
• 公益社団法人川崎市幼稚園協会	82	20,556	21,238	△ 682	
• 横須賀市私立幼稚園協会	30	4,734	4,865	△ 131	
• 特定非営利活動法人藤沢市私立幼	稚園協会 30	6,291	6,462	△ 171	
• 鎌倉私立幼稚園協会	22	3,067	2,978	89	
• 茅ヶ崎市私立幼稚園協会	16	3,250	3,268	△ 18	
• 湘央地区私立幼稚園協会	41	6,390	6,469	△ 79	
• 小田原私立幼稚園協会	12	1,396	1,397	Δ1	
• 相和私立幼稚園協会	27	5,068	5,221	△ 153	
• 一般社団法人相模原市幼稚園協会	38	7,765	7,907	△ 142	
• 逗葉私立幼稚園協会	5	612	655	△ 43	
• 厚木地区私立幼稚園協会	20	3,084	3,065	19	
• 計	577	110,964	113,588	△ 2,624	

平成28年度当初神奈川県予算私学振興費の概要

事 業	平成27年度(千円)	対前年度比	幼 稚園 関 係 摘 要
経常費補助(一般)	15, 024, 792	98. 3	% 園児単価:国の基準単価 180,544円 県の割戻額 152,505円 前年度比較 5,314円増 (新制度移行に伴う補助対象園数の減 22園減)
内 預かり保育推進費(特別)	665, 380	103. 2	補助対象園数の増 434園→437園(3園増)
内 地域開放推進費(特別)	191, 000	99. 1	補助対象園数の増 306園→300園(6園減) (新制度移行園含む。)
幼稚園教員復帰支援事業費	1, 729, 000	皆 増	県単独事業(新規)、前年度国委託事業
私立幼稚園特別支援教育費 補助	1, 591, 520	94. 8	補助対象園児数の増 2, 163人(104人減) (新制度移行園含む。)
私学団体助成費(全学種)	6, 400	103. 2	私学4団体の研修事業費等に助成
その他(全学種)	696, 944	100. 1	認定こども圏移行耐震化工事費補助 546, 023千円 私立幼稚園緊急環境整備費補助 150, 921千円

平成29年度予算要望にあたって

- 1 経常費補助金(一般補助)の充実 国基準単価に比べ28,000円以上下回っている 教職員の処遇改善
- 2 経常費補助金(特別補助)の充実
 - ①特別支援教育費補助 県単補助を拡充して対象児一名から784,000円(年額)の補助を
 - ②預かり保育推進費

「幼稚園における待機児童の受け入れ」人材確保・保護者負担軽減

- ③地域開放推進費
- 3 102条園に対する緊急環境整備費補助金
- 4 幼稚園教諭の人材確保への支援
- 5 教育条件向上への支援

子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査

【調査概要】

①趣旨

国における平成29年度予算案の検討等のため、未移行園の新制度への以降の見込みなどを把握する。

②調査対象

未移行園(私学助成対象の私立幼稚園)の設置者

- ③調査方法
 - ・市町村が調査対象者に調査票を送付し、回収
 - ・調査項目:新制度への移行予定、移行する場合の施設類型等
 - •調査時点:平成28年6月
- 4回収率
 - 99.1%(525 周/530 周(※))
 - ※平成28年4月1日時点の未移行園530園(休園中は除く)のうち、休園中2園及び28年度末で 廃止予定1園を除く527園に対し調査票を送付。
- 注) 本調査結果は、あくまでも調査時点における各施設の新制度への移行等に関する意向を取りまとめた ものであり、その後の状況等により変わってくる可能性がある。

子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査の結果

平成2	8年度に新制度移行(移行する方向で検討中を含む)	47 園	8.9
1 – (1)	①新制度に移行する	34園	6.4
1 — (1)	②新制度に移行する方向で検討中	13園	2.5
	①認定こども園となって移行	17園	3.2
	(ア)幼保連携型認定こども園	5團	0.9
1-(2)	(イ)幼稚園型認定こども園	12團	2.3
1 – (2)	(ウ) 類型を検討中	os	0.0
	②幼稚園のまま移行	25厘	4.7
오른 눈 밴드	③認定こども働か幼稚園のまま移行するか検討中	4園	0.8
	:対象園530園に対する割合		0.8
	対象園530園に対する割合 9年度に新制度に移行しない(移行しない方向で検討中を含む)	475圍	89.6
	対象圏530圏に対する割合 9年度に新制度に移行しない(移行しない方向で検討中を含む) ①平成30年度以降、新制度に移行(移行する方向で検討中を含む)	475團	89.6 15.8
	対象圏530圏に対する割合 9年度に新制度に移行しない(移行しない方向で検討中を含む) ①平成30年度以降、新制度に移行(移行する方向で検討中を含む) (ア)新制度に移行する	475圍	89.6 15.8 3.6
	対象圏530圏に対する割合 9年度に新制度に移行しない(移行しない方向で検討中を含む) ①平成30年度以降、新制度に移行(移行する方向で検討中を含む)	475園 84園 19園	
	対象園530園に対する割合 9年度に新制度に移行しない(移行しない方向で検討中を含む) ①平成30年度以降、新制度に移行(移行する方向で検討中を含む) (ア)新制度に移行する (イ)新制度に移行する方向で検討中	475園 84園 19園 65園	89.6 15.8 3.6 12.5 56.6
	対象圏530圏に対する割合 9年度に新制度に移行しない(移行しない方向で検討中を含む) ① 平成30年度以降、新制度に移行(移行する方向で検討中を含む) (ア) 新制度に移行する (イ) 新制度に移行する方向で検討中 ② 平成30年度以降、新制度に移行するかどうか状況により判断	475厘 84厘 19厘 65厘 300厘	89.6 15.8 3.6 12.3

3	無回答-休園等	5團	0.9%

4 新制度への移行を検討するに当たって懸案と考えている点(複数回答可) (1) 2で②「平成29年度以降、新制度に移行するか状況により判断」を選択 した私立幼稚園	300園	
①新制度の仕組みが十分に理解できない	38ছ	12.7%
②市町村との関係構築に不安がある	21團	7.0%
③保護者の理解を得られるか不安である	36團	12.0%
④入園児の選考が自由に出来なくなるなど、応諾義務や利用調整 の取扱いに不安がある	48園	16.0%
⑤所得に応じた保育料になるなどの利用者負担の仕組みに不安 がある	32團	10.7%
⑥施設の収入の面(公定価格の水準等)で不安がある	52 園	17.3%
⑦新制度への移行に伴う事務の変更や増大等に不安がある	66園	22.0%
⑧その他(具体的に記述)	10園	3.3%

※最右欄は対象園300園に対する割合

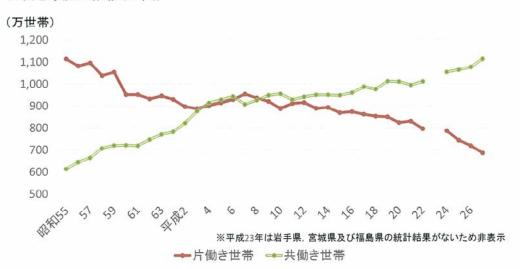
横浜市の現状報告



合計特殊出生率は微増傾向にあるが、少子化が進んでいる

子育て世帯をとりまく状況

・共働き家庭の推移(全国)



平成9年以降は共働き世帯が片働き世帯を上回る。 以降、共働き世帯と片働き世帯の差が開いていく傾向にある。

- 20 -

保育・教育資源の状況





※幼稚園:園数には認定こども園数を含む。園児数には認定こども園1号認定児を含む。
※保育所等:平成27年度以降の施設数には認定こども園、地域型保育を含む。入所者数には認定こども園2・3号認定児を含む。

園数は、幼稚園は横ばいであるが、保育所等は増加している。 園児数は、幼稚園は減少傾向にあるが保育所等は増加している。

保育所待機児童対策推移

●平成25年4月にゼロを達成 ⇒ 今後もゼロを目指す



1 基礎数值•移行状況

人口(H28.3.31)

総人口 3,729,102人

3~5歳児数 94,007人

※住民基本台帳登録者数

園数·園児数等(H28.5.1)

区分	幼科	隹園	認定こ	ども園	保育	所
項目	私学	給付	幼保 連携型	幼稚園型	私立	公立
園数	215園	41園	19園	6園	596園	84園
(移行率)	(76.5%)	(14.6%)	(6.8%)	(2.1%)	396國	04国
園児数	40,596人	7 020 1	4,706人	1,215人	26,853人	4,990人
満3~5歳	40,596	7,029人	(548人)	(37人)	20,000	4,990人

※幼稚園、認定こども園はすべて私立。認定こども園はすべて幼稚園から移行 ※保育所の園児数は3歳から5歳までの計(H28.4.1時点)

※認定こども園の園児数のうち、()は2号認定子どもの数(H28.4.1時点)

2 給付対象施設に対する横浜市独自助成

(1)給付対象施設・事業で共通した助成の考え方

- >公定価格の上乗せによる、児童・職員の処遇向上
 - ・職員配置加算(手厚い職員配置への助成)
 - ・職員処遇改善費(賃金改善を行う場合、更に助成)

▶公定価格に含まれない、児童・施設に対する助成

- ・システム化経費助成(給付費を電子請求した場合の助成)
- ・連携施設受諾促進加算(地域型保育事業との連携を受諾した場合の助成)
- ・障害児等受入加算(教諭の加配を行うための助成)
- ・アレルギー児童対応費(安全管理体制を整えるための助成)

2 給付対象施設に対する横浜市独自助成

(2)1号認定児童に対する助成の考え方

▶ 2・3号認定児童とのバランスを考慮

- ・新制度施行前の保育所に対する独自助成をベースに公定 価格との重複等を整理
- ・利用児童の保育・教育の質の向上にも共通するものは同様の助成を行う(利用時間に比例し経費が増加する項目は、時間比で1号の単価を積算)

3 幼児教育関連予算

私立幼稚園・認定こども園への補助の考え方

(平成28年度・給付費関連以外)

> 新制度移行過渡期は、最小限度の変化

園や協会への既存補助は最小限の変更にとどめた →施設・設備の整備、修繕費等にかかる園への補助、 協会が行う研究・研修事業への補助等

▶預かり保育における、利用者負担の整合性

給付対象施設の預かり保育利用料は、2号認定保育料と整合性を図る。保護者軽減分は園補助単価に上乗せ →(1号保育料+預かり利用料)=2号保育料

3 幼児教育関連予算

私立幼稚園・認定こども園への補助の考え方

(平成28年度・給付費関連以外)

▶ 移行に伴う変化に対する保護者理解を後押し

移行をまたいで在園する保護者の不利益を解消する

→就園奨励補助金の対象外となることに起因する、一部保 護者の保育料負担増分を卒園まで軽減する経過措置事 業を実施

▶新制度に対応した新規事業の実施

市町村で実施可能となった事業、必要性の高い取組を事業化 →一時預かり(幼稚園型)補助、保育教諭確保のための資格 ・免許併有促進補助、幼稚園協会が主催する就職フェア への事業費補助等

3 幼児教育関連予算

横浜市からの闌への補助金の変化(平成28年度)

①移行後も変わらないもの

- •私立幼稚園等補助金
- •施設整備費補助金

②移行後は仕組みが変更になるもの

・私立幼稚園等預かり保育事業補助金(補助単価と保護者負担額 ガイドラインを変更。支払・実績報告を四半期ごとから毎月に変更。 補助金は毎月の給付費と併せて請求明細作成ソフトで請求可能)

③移行に伴い対象となるもの

- 新制度移行園に対する保護者負担軽減補助金
- ・一時預かり事業補助金(※原則、県事業から市事業に切替)

④移行に伴い対象外となるもの

- ・私立幼稚園等特別支援教育費補助金(別途、市独自助成あり)
- •就園奨励補助金

4 新制度に関する今後の取組と課題

(1)29年4月の新制度移行に向けた支援

▶ 5月18日 事業者説明会

▶ 5月26~6月30日 個別相談会

<不安・不明点を解消>

①認定こども園の整備等、

②利用定員、③給付費、

④利用者負担、⑤預かり保育

▶ 6月30日 意向調査書提出期限

> 9月28日 新規移行園向け説明会

<課題> 27年4月移行園の通年の収支や事務量を、検証・ 共有する時間を十分確保できずに移行判断を求め ざるを得なかったこと

4 新制度に関する今後の取組と課題

(2)預かり保育実施園と地域型保育事業の連携促進

>横浜の特色【預かり保育実施率6割】

幼稚園協会の協力を得て、176園が預かり保育を実施 【平日】7:30~18:30 【土曜日】7:30~15:30 ※平日型認定園は土曜日と夏休みの5日間は休園可

▶ 幼稚園・認定こども園への期待

地域型保育事業など低年齢児のための保育基盤の増加に あわせ、預かり保育を実施園が連携園として、卒園後の進 級先となることで、就労する保護者の幼児教育ニーズ、保育 ニーズに応えていく

<課題>保育・教育や園の運営方針の方向性、在園児の居住 エリア等が合致する園のマッチングに向け、区役所を 中心に情報収集やコーディネートを行う手法の確立

横浜市私立幼稚園等預かり保育事業について

·制度概要(抜粋)

【対象者】

保護者が就労や病気などの事由に該当し、園児を保育できない在園児(市内在住児のみ)

★就労日数・時間の基準 1日4時間以上かつ月12日以上

【開設日時】

月~金曜日 $\angle 7:30\sim18:30$ 土曜日 $\angle 7:30\sim15:30$ (通常型認定園のみ義務付け) 休園日 \angle 原則日曜、祝日、休日、及び12月29日~1月3日

※平日型の認定園は、夏休み期間中に最大5日間の休園が可能。

<例>1日の流れ

7:30~9:00	9:00~14:00	14:00~18:30
預かり保育時間	教育課程に係る教育時間	預かり保育時間

【職員の配置】

- ・おおむね園児10人に対して1人以上配置(ただし常時2人以上配置)
- ・1/2以上は幼稚園教諭、保育士、看護師のいずれかの有資格者を配置
- ・有資格者のうち、1人以上は常勤の幼稚園教諭又は保育教諭を配置

【利用料金の設定】

月額9,000円※を上限に、幼稚園の裁量で設定 ※子ども・子育て支援新制度に移行した園は、市民税額に応じた利用料(0~9.000円)

横浜市私立幼稚園等預かり保育事業について

・補助金の主な単価(平成28年度)

		通常型	平日型	補助の内容
	問設準備 費補助	500,000円	500,000円	当該事業の開設に必要な修繕や備品 の購入等に要する経費に対し補助し ます。(上限)※初年度のみ
	8行整備 費補助	500,000円	500,000円	幼稚園型認定こども園へ移行する園 の防炎・防災対策等に要する経費に 対し補助します。
運営費補助	通常単価	< 私学助成 > 23,800円 < 給付施設 > 23,800円~32,800円	< 私学助成 > 20,000円 < 給付施設 > 20,000円~29,000円	預かり保育時間の運営に要する経費 に対し補助します。
経常費分	有資格 者配置 単価	< 私学助成 > 26,500円 < 給付施設 > 26,500円~35,500円	< 私学助成 > 22,100円 < 給付施設 > 22,100円	(園児1人当たり/月額)
10000	期休業間単価	1,136円	1,136円	夏休み等の期間中の日中(正規教育時間)の運営に要する経費に対し補助します。(職員勤務1人当たり/時間)

※このほか、障害児が預かり保育を利用した場合の加算あり

横浜市私立幼稚園等預かり保育事業について



事業実績

※実施園数:毎年度末時点(28年度は4/1時点)

	類型	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
中华国数	通常型	76	76	77	78	83	86
実施園数	平日型	32	46	64	81	91	89
(国)	計	108	122	141	159	174	175
園児数	通常型	2,447	2,806	3,100	3,294	3,724	
(月平均)	平日型	281	718	1,237	2,000	2,562	_
(人)	計	2,728	3,524	4,337	5,294	6,286	_

	実施園	全園	比率		実施園	全園	比率		実施園	全園	比率
鶴見	5	17	29%	保土ケ谷	8	16	50%	青葉	15	21	71%
神奈川	8	14	57%	旭	16	24	67%	都筑	12	15	80%
西	5	7	71%	磯子	8	12	67%	泉	13	14	93%
中	6	13	46%	金沢	12	14	86%	栄	9	11	82%
南	6	14	43%	港北	7	22	32%	戸塚	16	20	80%
港南	12	19	63%	緑	9	15	60%	瀬谷	9	13	69%
※H28.4.1現在	E (H28.9.1実	施予定置	11園を含	含む。栄区の園	数には休園	中を含む	t:。)	合計	176	281	63%

横浜市子ども青少年局との協力体制

新制度に関する研究会

- ・協会役員との情報共有、課題整理の場
- •27年度開催回数:7回

子ども・子育て会議への参画

- ・協会会長が委員として総会、保育・教育部会に参加。事業計画に基づき、保育・教育の確保方策や新規開所園の認可等を議論
- •27年度開催回数:総会2回、部会6回

深い理解と推進体制

- ・協会主催の新制度勉強会、移行園の意見交換会による課題 抽出や検証、経営コンサルタントによる独自試算シートの開発 など、園の視点から新制度を一緒に推進
- ・市が気付きにくい部分、園側から要望し改善する体制



第9回都道府県政策担当者会議 政策委員 大矢野隆嗣(熊本・小国幼稚園)

熊本市に対する陳情活動等の状況について報告をいたします。

熊本市の概要

人口 740,139 人

(熊本都市圏人口1,252,017人)

これは県人口の4割、周辺都市圏人口のほぼ6割に当たり、 県内での人口が一極集中 となっている

面積 389.54 k ㎡

人口密度 1,900 人

世帯数 315,526 世帯

2012年より全国20番目の政令市に移行した。幼保型認定こども園の許認可権も市の権限となっている。

少子化対策キャッチフフレーズとして ~子どもを安心して産み育てられるまちづくり~

幼稚園数 49園(県下全体で107園:28年5月1日現在」)

園児数 平均園児数は200名超 園数で県内の4割、園児数で約7割となっている。

幼稚園の就園率 県全体 35.1% (全国最低レベル 全国平均54.8%)

熊本市 49.7%

保育所の就園率 県全体 50.2% (全国トップレベル 全国平均34.2%)

熊本市 38.7%

保育施設

	幼稚園				施設給付型施設						
				認定子ども園			保育所				
	国公含む 私学助成 給付型		私学助成 給付型 幼稚園型 幼保連携型 均		地域型	認可	無認可				
				幼稚園由来						計	
中央区	15	11	1	2	8	5	5	27			
東区	3	3	1		14	7	7	31			
西区	6	5	_		6	2		21			
南区	6	4	_	1	7	1	5	33			
北区	7	5	_		8	3	2	26			
計	37	28	0	3	43	18	19	138	54	240	

県下保育所 589 幼稚園 145(107) (平成25年段階)

特徴として、在園児300名以上の園の大規模園が幼保連携型認定こども園に移行した。 (公定価格上収入源? 将来の園児確保が主目的?) 小学校就学前の対象年齢の幼児の幼稚園への就園率は

H27年段階で

保留児童 801名 待機児童 397名

財政状況 一般会計予算額 2,889 億円

財政力指数 0.68(政令市平均0.85)

県下ではましな方だが、下記のように4割自治じゃ決して良いとは言えない。 財政性状況を把握した上での、陳情等の効果期待薄といえる。

歳入				歳出			
	内訳	(億円	比率 (%)		内訳	(億円	比率 (%
)))
自主財源	市税	971	33. 6	義務的経費	人件費	475	16. 4
(42.8%)	使用料・手数料	90	3. 1	(56.8%)	扶助費	827	28. 6
	その他	175	6. 1		公債費	321	11. 1
依存財源	国県支出金	700	24. 2	投資的経費	(15.1%)	437	15. 1
(57.2%)	地方交付税	350	12. 1	その他	物件費	303	10. 5
	贈与税等	156	5. 4	(28.8%)	補助費等	263	9. 1
	市債	447	15. 5		繰り出し金	199	6. 9
					その他	64	2. 2
合計		2, 889	100	合計		2, 889	100

熊本市への対応は原則熊本市市立幼稚園協会がおこなっている、ただ位置づけとして協会が(一般社団)熊本県私立幼稚園連合会の、熊本市支部の兼ねるため、県連合会は要請があれば国会議員等への陳情、働きかけの場合は参加している。

(市の協会に加盟園数44園、5園については県連には加盟しているが市協会より脱退)

平成 16 年度、吉田会長のもと幼児教育及び私立幼稚園振興ため、当時党派を超えて幼児教育に関心がある熊本市議会議員の有志に応援の賛同をもらい、教職員研修大会・保護者研修大会へご来賓として出席。その後、落水議員の尽力で、平成 17 年 9 月 29 日熊本市私立幼稚園振興議員連盟が発足。

陳情活動

- ・平成 16 年度 ・・・ 平成 16 年 12 月幸山市長へ要望書と署名 21,518 名分提出 【熊本市長への要望書】
 - ①財源移譲に伴う就園奨励費に対する熊本市の認識についての意見
 - ②幼稚園就園奨励費補助金について
 - ③幼稚園と保育所の予算配分の見直し
 - ④熊本市独自の在宅育児支援制度の確立

- ・平成 17 年度 ・・・ 平成 17 年 12 月幸山市長へ陳情書と署名 25,300 名分提出 【私立幼稚園に通う保護者の子育て支援に関する陳情】
 - ①幼稚園と保育園の補助の格差是正。就園奨励費の増額
 - ②幼保の所轄担当の一本化(含窓口の一本化)
- ・平成 18 年度 … 平成 18 年 12 月市議会議長へ陳情書と署名 28,710 名分提出 ※市議会文教委員会へ趣旨説明出席

【私立幼稚園に通う保護者の子育て支援に関する陳情】

- ①幼稚園と保育園の補助の格差是正。就園奨励費の増額及び所得上限撤廃
- ②幼保の所轄担当の一本化(含窓口の一本化)
- ③在宅育児支援の再考(財政的支援)
- ・平成 19 年度 … 請願書を作成したが、<u>諸事情の為未提出</u> 【待機児童解消を担う私立幼稚園への財政的支援に関する請願書】
 - ①子育て支援としての預かり保育並びに2歳児保育の安全保育のための人材 確保及び設備の充実
 - ②幼稚園への2歳児就園家庭の負担軽減のための助成措置
 - ③幼稚園・保育所の保育環境格差是正
- ・平成20年度 ・・・ 平成21年2月幸山市長へ陳情書と署名26,909名分提出 【子供の笑顔を守るために~未就学児幼保の間の格差補正に向けて】
 - ①幼稚園就園奨励費補助金の拡充
 - ②入園料の無償化及び一部負担補助
 - ③私立幼稚園の教育環境充実の補助
 - 1) 発達障がい児支援補助
 - 2) 教員産休交代支援補助
 - 3) 教職員健康診断支援補助
 - 4) 教育環境の安全確保、防犯などの安全対策の施設整備費補助
- ・平成21年度~平成23年度 … ※資料無のため不明
- ・平成24年度 … 平成25年3月幸山市長へ陳情書提出

【特別支援教育を担う熊本市私立幼稚園への財政的支援に関する陳情】

- ①特別支援教育を推進するうえで人的環境整備として、指導者への支援充実
- ②特別支援を必要とする子どもへの教育力向上のための、教職員に対するスキルアップ研修などの支援の拡充
- ③特別支援を必要とする子ども他の早期発見と支援体制の確立と啓発活動の拡充(理解者と支援者の養成)
- ・平成 25 年度 … 平成 25 年 9 月齊藤議長へ陳情書提出 【特別支援教育を担う熊本市私立幼稚園への財政支援等に関する陳情】

- ①特別氏枝教育を推進するための、指導者の加配措置に要する経費に見合う 熊本市独自の一部支援
- ②教職員の特別支援教育力の向上のため、スキルアップ研修人数枠の拡充や アドバイザーの配置等
- ③早期発見・早期支援の確立のため、教職員はもとより保護者への啓発資料 の作成・配布や、相談・支援体制の強化
- ・平成26年度 … 平成26年9月三島議長へ陳情書提出

【特別支援教育を担う熊本市私立幼稚園への財政的支援に関する陳情】 ①特別支援教育に対する人件費補助の創設

・平成27年度 … 諸事情により陳情活動なし

陳情以外に、平成17年度は市長や議長を招いてのパネルディスカッションを開催し、公 私格差や幼保格差、在宅育児支援を求めました。その後は二者・三者・四者意見交換会を 毎年3回ほど開催し、今日に至っています。

主な成果として、私立幼稚園の教育委員会以外での窓口新設、私立幼稚園における特別支援教育の現状と支援策の検討が委員会で協議、議会での質疑が行われてきました。

私立幼稚園振興議員連盟について

幼児教育及び私立幼稚園振興ため、当時党派を超えて(自民党、保守系)熊本市議会議員の賛同者で、平成17年9月29日熊本市私立幼稚園振興議員連盟が発足した。

歴代名簿(敬称略・順不同)

平成17~18年度	嶋田 幾雄(会長) 落水 清弘(幹事長) 磯道 文徳、主海 偉
	佐雄 下川 寛 鷲山 法雲
	(幸山市長が自民党県連の公認候補に破っての当選のため、県連と
	の関係は、それ以後退任するまで良好とは言い難い状態)
平成19~22年度	嶋田 幾雄(会長) 磯道 文徳 主海 偉佐雄
	落水 清弘(幹事長) 下川 寛
平成23~25年度	落水 清弘(座長) 下川 寛 鈴木 弘 (公明党)
	原口 亮志
平成26~現在	落水 清弘(座長) 鈴木 弘(公明党) 大石 浩文
, , , ,	澤田 昌作 紫垣 正仁 小佐井 賀瑞宜

熊本市私立幼稚園協会の活動状況

開催日	活動内容	参加者
28.08.24	第1回熊本市との定期意見交換会	市·協会
28.08.22	四者(協会·P連·議連)合同意見交換会	協会·P連·、議連·県連合会
28.07.07	二者(協会·P連)合同意見交換会	協会•P連
28.06.08	熊本市との緊急意見交換会	市·協会
28.03.04	三者(協会·P連·議連)合同意見交換会	協会·P連·議連
28.01.18	第3回熊本市との定期意見交換会	市·協会
27.10.01	第2回熊本市との定期意見交換会	市·協会
27.09.24	野田衆議院議員への陳情	協会、県連合会、野田議員
27.09.08	二者合同意見交換会	(協会·P連)
27.08.26	第1回熊本市との定期意見交換会	市、協会
27.08.10	二者合同意見交換会	(協会・議連)なし
27.03.10	四者(協会·P連·議連·行政)合同意見交換会	なし
27.01.20	第6回熊本市との定期意見交換会	あり 報告者:坂本
26.11.28	三者(協会·P連·議連)合同意見交換会	なし
26.11.19	第5回熊本市との定期意見交換会	あり 報告者:坂本
26.10.24	第4回熊本市との定期意見交換会	あり 報告者:坂本
26.07.12	二者(協会·P連)合同意見交換会	なし
26.07.01	二者(協会・議連)合同意見交換会	あり 報告者:井上
26.06.24	第3回熊本市との定期意見交換会	あり 報告者:坂本
26.05.23	第2回熊本市との定期意見交換会	あり 報告者:坂本
26.04.21	第1回熊本市との定期意見交換会	あり 報告者:坂本
26.02.12	三者(協会·P連·議連)合同意見交換会	あり 報告者:井上
26.02.10	第10回熊本市との定期意見交換会	あり 報告者:坂本
26.01.07	熊本市長新年挨拶訪問	あり 報告者:坂本
26.01.07	第9回熊本市との定期意見交換会	あり 報告者:坂本
25.11.22	三者(協会·P連·議連)合同意見交換会	あり 報告者:井上
25.11.19	第8回熊本市との定期意見交換会	あり 報告者:坂本
25.10.22	第7回熊本市との定期意見交換会	あり 報告者:坂本
25.09.20	第6回熊本市との定期意見交換会	あり 報告者:坂本
25.08.26	第5回熊本市との定期意見交換会	あり 報告者:坂本
25.07.22	第4回熊本市との定期意見交換会	あり 報告者:坂本
25.07.03	三者(協会·P連·議連)合同意見交換会	なし
25.06.25	第3回熊本市との定期意見交換会	あり 報告者:坂本
25.06.12	二者(協会・議連)合同意見交換会	なし

25.05.20	第2回熊本市との定期意見交換会	あり 報告者:坂本
25.04.08	第1回熊本市との定期意見交換会	あり 報告者:坂本
25.02.13	三者(協会·P連·議連)合同意見交換会	なし
24.12.01	三者(協会·P連·議連)合同意見交換会	なら
24.08.10	三者(協会·P連·議連)合同意見交換会	なし
24.07.03	二者(協会·P連)合同意見交換会	なし

具体的協議の事例

日 時: 2016 年 06 月 08 日(水) 15:00~16:30 場 所: 熊本市役所本庁舎 10 階 保育幼稚園課

出席者 : 米澤会長 ・ 角副会長 ・ 亀井副会長 ・ 井上理事 ・ 第二幼稚園伊藤園長

保育幼稚園課課長興梠氏 · 保育幼稚園課山下氏

記録:徳山(事務局)

冒頭で、興梠課長より以下のとおり管轄の確認がなされた。

·私立幼稚園 ·· 県私学振興課 ·公立幼稚園 ·· 市教育委員会学務課

・保育園 … 市保育幼稚園課 ・認定こども園 … 市保育幼稚園課 (1 号認定含む)

·私立幼稚園 ··· 県私学振興課 ·公立幼稚園 ··· 市教育委員会学務課

・保育園 … 市保育幼稚園課 ・認定こども園 … 市保育幼稚園課 (1 号認定含む)

保育園・認定こども園・地域型については保育幼稚園課が管轄となるが、今年度より公立 幼稚園の運用は教育委員会学務課の管轄になり、保育幼稚園課の管轄ではないこと。震災 時の各事項も、公立幼稚園は小中学校と同じく 教育委員会の中で協議決定された。市の窓 口として受けることができるのは、認定こども園までであり、公立幼稚園に関する運用権 限は教育委員会に移っている。私立幼稚園に関しては、保育幼稚園課の管轄ではなく全て (就園奨励費と研修補助費以外) 県私学振興課の管轄である。したがって、保育幼稚園課と して回答できることが限られていることをご理解いただきたい。(以上、興梠課長談)

以下、事前に提出していた質問状について、回答を得た。

1-1. 今年度も就園奨励費は満額支給の予定か。 ●保育幼稚園課より回答⇒県私学振興課に確認をし、国の基準通りの運用をする予定だが、休園等があった場合には日割り・月割りをすることになるとの回答を得た。 【質問】 就園奨励費は、県からの支給に市から独自の加算をしての満額支給となっている。県の部分は理解したが、市からの加算は例年通りしていただけるのか。 ●保育幼稚園課より回答⇒例年通りの満額支給の予定である。

【質問】 例えば、園が独自に保育料の減免などを行った場合、就園奨励費は支払った保育料までしか出ないので、減免した額と『保護者の想定する満額』との差異が出てくるが、いかがか。 ●保育幼稚園課より回答⇒県私学振興課に確認し、現在のところ独自の減免をしたからといって何らかの 手当てをするという想定はないとの回答を得ている。

1-2. 各家庭の被災状況に応じた助成金等はあるか。 ●保育幼稚園課より回答⇒県私学振興課に確認をし、現在は存在しないとの回答を得た。しかし、東日本大震災の際には国

から支援金があったので、県として国に要望を出していると聞いている。

2. 熊本市私立学校 (幼稚園) 補助金について、例年通り支給予定か。 ●保育幼稚園課より 回答⇒例年通り実施の予定。ただし、補助対象経費を精査中である。6/14 説明会予定。

【質問】 対象経費の精査中とは、どういうことか。 ●保育幼稚園課より回答⇒研修に 関する補助金であるが、この数年物品に対する割合が高くなっている。本来の使用目的と 違うため、内容の精査をしている。

【意見】 近年、預かり保育等が増え、以前のように職員に研修を受けさせる時間が無くなっている。さらに、今年度は震災で休園していた部分の補てんとして夏休みを短縮するなど、例年に増して研修を受けるような時間的余裕がないと想定される。そのような現状も理解していただきたい。

- 3. 仮園舎等への建築許可について、柔軟な対応をしてもらえないか。 ●保育幼稚園課より回答⇒建築指導課に確認をしたが、震災による弾力的運用はしないと回答を得た。行政の考え方として、あくまでも『現状復旧』が原則となる。たとえ最新の工法が安価かつ安全だとしても、その場合には現状復旧と呼ばず、補助対象外となる。 現在、東日本大震災の際の通知を準用しているが、今回の震災の状況を理解してほし いと熊本市として厚労省へは上げている。 私立幼稚園については、県私学振興課に直接相談し、県から国へ声を上げてもらった方がいいと思われる。熊本市として回答する立場にはない。 【意見】 建築指導課が担当なのは承知しているが、幼稚園を支える立場として、お力添えをいただきたい。
- 4. 保育幼稚園課へ保護者からの問い合わせなどあったか。 ●保育幼稚園課より回答⇒幼稚園が休みになっているが、どこか預かってもらえるところはないかという問い合わせが多かった。その際には、公立保育園を無料開放している旨の案内をした。市として、保育園・認定こども園・地域型の情報は電話聞き取りにて毎日調査した。マスコミ各社への情報公開をしており、保護者からの問い合わせにも回答した。しかし、私立幼稚園に関しては情報を全く持たなかったため、県私学振興課へたらいまわしをするよりは、公立保育園を案内した方がいいと判断した。 【意見】 幼稚園でも震災翌日からあけている園もあった。情報を市が公表してくれるといいが。 ●保育幼稚園課より回答⇒県私学振興課に直接情報をあげた方がいい。県から報道各社への情報公開をしてもらうべき。協会で取りまとめて県へ報告するのか、各園から県へ報告するのか、いずれにせよ災害時緊急対応の流れとして県と協議しておいた方がいいと思われる。
- 5. 定期意見交換会を今年度も継続していただきたい ●保育幼稚園課より回答⇒教育委員会も含め、相談していきたい。
- 6. 当協会主催事業へ、多くの機会に出席をいただきたい。 ●保育幼稚園課より回答⇒6 月 20 日の情報交換会には部長と課長で出席予定である。

提出した追加資料について、質問内容の確認や認識の共有等がなされたが、後日あらためて文書にて回答いただくことになった。

最後に、政令指定都市私立幼稚園団体協議会千葉大会について、震災があったため今年度 は案内を差し控えさせていただいている旨を、米澤会長より報告がなされた。 また、政令 指定都市私立幼稚園団体協議会について、角副会長より説明がなされた。

上記が、市の担当課とのやりとりであるが、ここ数年は新制度の施行の関係で話し合いの場も多かったが、昨年の施行当初は、担当者の勉強不足、事務量の急激な増加のためか当初は給付費が基本部分しか交付されず、加算部分ついては年度末にしか精算しないなど事態に至ったために、急遽、当時に自民党税務調査会長であった野田毅代議士に県副理事長も同席で陳情活動の結果、9月以降は全額交付されるようになった。しかし、保育園団体との活動状況と比すればその差は歴然としているようである。

末端行政を相手するときは、理念より具体的な数字等、裏付けとなる財政(国の交付金であればベスト)も考察したうえでなければなかなか要求を実現していくのは困難なようである。

子ども・子育て支援新制度検討 調査結果概要

(調査概要)

・私学助成を受ける全私立幼稚園に「幼稚園向け子ども・子育て支援新制度検討チェックシート」を配布。全園が来庁する基礎資料受付時に回収。なお、どの設問でも複数回答あり。(提出園 303園/全園 305園(回収率 99.3%))

1、新制度検討状況

1 7 9	27年夏調査	今回調査
新制度を検討	162園(53.5%)	186園(61.4%)
私学助成を継続	141園(46.5%)	123園(40.6%)

2、新制度検討園(186園)の状況

(1) 移行類型

	27年夏調査	今回調査
幼保連携型認定こども園	152国(04.40()	38園(20.4%)
幼稚園型認定こども園	153園(94.4%)	101園(54.3%)
施設型給付を受ける幼稚園	9園(5.6%)	55園(29.6%)

(2) 移行年度

	年度	29年度	30年度	31年度	未定
27年夏	園数	98園	58園	6園	
調査	割合	60.5%	35.8%	3.7%	_
今回	園数	41園	32園	11園	102園
調査	割合	22.0%	17.2%	5.9%	54.8%

3、懸念事項(今回調査)

懸念事項		新制度検討		私学助成		計
恐心争块	園数	割合	園数	割合	園数	割合
教育理念や教育活動が市町村のもとで保証されるのか(市町村との関係構築)	110	59.1%	78	63.4%	188	62.0%
事務手続きが煩雑になる	144	77.4%	36	29.3%	180	59.4%
補助金が私学助成より減額するのではないか	101	54.3%	37	30.1%	138	45.5%
保護者の理解が得られないのではないか	85	45.7%	43	35.0%	128	42.2%
施設整備費など追加費用を調達できるのか	76	40.9%	41	33.3%	117	38.6%
新制度そのものが複雑でよくわからない	66	35.5%	15	12.2%	81	26.7%

4、その他意見(今回調査)

- ・市町村が、幼稚園由来の認定こども園に対して、保育所と同じような考え方で指導しないかどうかが心配
- ・1号こどもと2号こどもの保育料に差があり、同じ11時間預けていても1号こどものほうが保育料が高くなる。 受ける保育が同じなのだから同じ料金水準にしてほしい
- ・施設型給付の算定方法や、具体的な支給方法を知りたい
- ・新制度における入園料や上乗せ徴収の考え方を知りたい
- ・引き続き私学助成の制度を継続していただきたい